8　主務大臣は、第一項又は第二項の申請書及び第四項、第五項、第六項又は前項の書類のほか、事業分野別指針に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。 9　法第十七条第一項ただし書の代表者は、一名とする。 （経営力向上計画の変更に係る認定の申請） **第三条**　法第十八条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第三による申請書を主務大臣に提出しなければならない。 2　法第十八条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者等は、前条第二項の事業又は資産の譲受けの内容に変更がある旨を記載する場合にあっては、様式第三による申請書を、都道府県を経由して、主務大臣に提出しなければならない。 3・4　［略］ （事業承継等の報告及び行政庁への通知） **第四条**　法第二十七条第二項の規定による報告は、様式第四に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。 一～四　［略］ 2　法第二十七条第三項の規定による通知は、前項に掲げる書類を添付して行わなければならない。 備考　表中の［　］は注記である。	7　主務大臣は、第一項又は第二項の申請書及び第四項、第五項又は前項の書類のほか、事業分野別指針に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。 8　法第十九条第一項ただし書の代表者は、一名とする。 （経営力向上計画の変更に係る認定の申請） **第三条**　法第二十条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第三による申請書を主務大臣に提出しなければならない。 2　法第二十条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者等は、前条第二項の事業又は資産の譲受けの内容に変更がある旨を記載する場合にあっては、様式第三による申請書を、都道府県を経由して、主務大臣に提出しなければならない。 3・4　［略］ （事業承継等の報告及び行政庁への通知） **第四条**　法第二十九条第二項の規定による報告は、様式第四に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。 一～四　［略］ 2　法第二十九条第三項の規定による通知は、前項に掲げる書類を添付して行わなければならない。

様式第一から様式第四までを次のように改める。

様式第１

経営力向上計画に係る認定申請書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住　　所
名　称　及　び
代表者の氏名　　印

中小企業等経営強化法第17条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

１　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第17条第６項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の経営力向上計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

１　名称等

正確に記載すること。

ただし、法人番号については、個人事業主や民法上の組合等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

２　事業分野と事業分野別指針名

「事業分野」の欄には、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類の中分類及び細分類を記載すること。

「事業分野別指針名」の欄は、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において、事業分野別指針が定められていない場合には、記載不要とする。

３　実施時期

３年以上５年以内として定めること。

４　現状認識

①　自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。

②　自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向

自社の商品・サービスについて、顧客の数やリピート率、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、競合他社との比較等について分析し、自社の強み及び弱みを記載すること。

③　自社の経営状況

自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析